

日本学生支援機構奨学金

過去に貸与奨学金を利用したことのある方へ 在学中の返還猶予手続き

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方が、令和5年4月以降も本学の学部・大学院に在学する場合、スカラネットパーソナルから「在学猶予願」を提出することで在学期間中の返還が猶予されます。

手続きを取らない場合は、在学中であっても奨学金の返還が開始されます！
返還猶予を希望する場合は、必ず手続きを行ってください。

●対象者

- ・過去に奨学金の貸与を受けていた者（令和5年度入学者含む）
- ・申請した在学猶予の適用期間が終了する者

重要 過去に在学猶予願を提出済みの方は、スカラネットパーソナルの「詳細情報」で「在学猶予期間終了年月」を確認できます。申請した在学猶予の適用期間が終了する場合は、再度「在学猶予願」を提出してください。

※次の方は「在学猶予願」提出**対象外**です。以下の手続きを行ってください

- ・**予約採用候補者**…「進学届」提出時に**前奨学生番号**を入力してください。
- ・**研究生・聴講生**…「奨学金返還期限猶予願」に証明書等を添付し、日本学生支援機構へ直接提出してください。

●提出方法

スカラネットパーソナルから入力

入力に必要な「学校番号」等の
確認はこちらから ▶▶▶

<https://www.tobata.kyutech.ac.jp/faculty/jasso/#01>



●提出期間

令和5年4月1日(土)～**6月8日(木)**

※3月31日以前の入力は無効です。上記期限後も受付を行いますが、提出が遅くなった場合、在学猶予願が承認されるまでは引き続き請求が行われます。

工学研究院事務課学生係